

《記入上の注意》 ※下記の丸数字番号は申込書及び計画書と同じ丸数字番号の説明

- ① 設置場所は住居表示にて記入。但し、住居表示のないものは地番を記入し、複数ある場合は代表する地番を記入。区画整理地内は底地番（複数ある場合は代表となるもの）と街区番号と画地番号を記入。
- ② 工事（給水装置）申込者は基本的に『給水装置の所有者』と同人。
- ③ 専用給水装置⇒使用者専用の給水装置、共用給水装置⇒親メーター1つで給水しているマンション等。
- ④ [工事種別] 新設、改造、修繕、撤去で該当以外を二重線（＝）で消す。  
新設：新たに給水装置を設置する工事。  
改造：給水装置の変更や給水管の工事がある場合（口径変更、給水用具の増設、一部撤去）  
修繕：メーター上流側の給水装置を、原形を変えないで給水管の部分的な破損箇所を修理する工事。  
撤去：給水装置を配水管または他の給水装置の分岐部から取外す工事。
- ⑤ 工期を記入。※竣工日を過ぎると遅延理由を明記した[遅延届]の提出が必要となるので注意。
- ⑥ 利害関係の同意について  
給水装置を設置する敷地の利害関係人について確認し、家屋、給水管・配水管の所有者の住所、氏名を記入する。工事申込者と同じ場合も記入する。  
[家屋] 給水装置所有者と家屋所有者が異なる場合等、必要と認められる場合に、氏名（法人名）、住所を記入する。  
[土地] 給水装置申請場所の土地所有者が、給水装置の所有者及び申込者以外の場合に、氏名（法人名）、住所を記入する。  
[分岐] 他の給水装置より分岐する場合、承諾者の氏名（法人名）、住所を記入する。分岐を受けようとする給水管に代表者が存在する場合はその旨を書面に明らかにし、代表者の責任において承諾を得たことに関して記入も妨げない。  
[掘削承諾] 給水装置工事に伴い、宅地、私道等の掘削の承諾が必要な場合に掘削地番、氏名（法人名）、住所を記入する。  
・ 利害関係の承諾の考え方  
承諾の有無が給水契約を拒む理由とはならないが、上下水道部として工事の施工時及び施行後の紛争を未然に防ぐことを目的に、利害関係の承諾は必須とする。  
上下水道部が申込書を承認しても、あくまでも利害関係の責任は申込者にあり、上下水道部はこれに関与することなく、また責任も負わない。  
・ その他の注意事項  
給水装置を設置するために、他人の土地や私道を掘削する場合には別途「土地使用承諾書」を、既存の共同管や他人の給水管から分岐する場合には、別途「分岐引用承諾書」を提出する。  
また、給水管等の権利譲渡がある場合には、別途「譲渡書」を提出する。
- ⑦ 委任：全ての工事申込に際し、申込者の委任が必要であるため、委任者欄には申込者の住

- 所、氏名を記入する。受任者欄には、施工業者（指定給水装置工事事業者）の住所、氏名（法人名）を記入する。
- ⑧ 申込日は和暦を入れて記入する。
  - ⑨ 住所、指定給水装置工事事業者名、代表者、電話番号、免状交付番号を記入する。
  - ⑩ 多賀城市上下水道部へ登録している給水装置工事主任技術者名（以下、主任技術者）を記入する。
  - ⑪ 手数料、水道加入金、水資源開発負担金：記入不要（市で記入します。）
  - ⑫ 受付：記入不要（市で收受印を押します。）
  - ⑬ 指定給水装置工事事業者名を記入する。
  - ⑭ 給水対象：該当以外を二重線（＝）で消す。
  - ⑮ メーター口径と個数を記入する。口径変更の場合は変更前の口径と個数、変更後の口径と個数を記入する。
  - ⑯ 給水管取出：給水管の取出しが、配水管なのか給水管なのか。該当以外を二重線（＝）で消す。
  - ⑰ 掘削部分で該当以外を二重線（＝）で消す。
  - ⑱ メーター位置：メーター位置を官民境界及び民境界から何mか記入する。設置場所を記入する。
  - ⑲ 止水栓位置：止水栓位置を官民境界及び民境界から何mか記入する。設置場所を記入する。
  - ⑳ 事前協議：受水槽式給水、開発協議、口径 25 mm 以上の場合（ただし、一般住宅、アパートについては水理計算書を付けて申請することにより事前協議は省略する。）
  - ㉑ 協議事項：開発行爲（造成・建築）・受水槽・直結協議がある場合、該当以外を二重線（＝）で消す。
  - ㉒ 分水・分岐止：該当以外を二重線（＝）で消す。
  - ㉓ その他：別紙で提出するものがあれば、該当以外を二重線（＝）で消す。
  - ㉔ メーター上流側給水管及び給水用具材料：配水管からの分岐からメーター前後までの材料を記入する。共用管の場合も分岐箇所からメーター前後までの材料を記入する。
  - ㉕ メーター下流側給水管及び給水用具材料：メーター廻りを含まない給水用具までの管類（管種・サイズ）継手類（ヘッダー等、エルボ、ソケット、チーズの記載は不要）、給水用具を記入する。
  - ㉖ 平面図：配水管からの給水管取出し部分から、給水用具までの給水装置の平面図。縮尺は 1/100 または 1/150 とする。用紙に納まらないときは別紙可とする。
  - ㉗ 指示事項：記入不要（市で記入します。）
  - ㉘ 承認：記入不要（市で記入します。）設計審査の結果、承認された日を記入します。施工の承認を得てから工事を行ってください。
  - ㉙ 位置図：縮尺は 1/1,500～1/5,000 程度とする。  
申請場所を中央とし赤色の斜線を引くこと。（例）

